

第5回認定 構造改革特区 概要 (都道府県別)

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名 (地方公共 団体名) | 特区の名称 | 特区の区域 の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特 例措置の 番号 | 規制の特例措置 の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|------------------------|-------------------|----------------|--|---------------------------------|--|-------------|----|
| 1 | 北海道 | 札幌市、小樽市 | ビジネス人材育成特区 | 札幌市及び小樽市の全域 | 小樽商科大学に開設されたビジネススクール(専門職大学院)において、夜間大学院留学生受入れ事業の特例措置を適用し、外国人留学生の受入れ体制を整備することによって、多様な知識と経験を有する人材の確保が可能となり、これら留学生と地域の連携によって既存産業のイノベーション、新産業の創出、国際化の推進を図る。 | 508 | 夜間大学院における留学生の受け入れ | 教育関連 | |
| 2 | 北海道 | 札幌市 | 安心して働ける街さつぽる特区 | 札幌市の全域 | 札幌市就業サポートセンター(仮称)を新設し、センター内に官民共同の職業紹介窓口を開設して職業紹介事業を行うほか、官民共同による職業紹介窓口を活用した各種の新たな就労支援事業を継続的に実施し、女性や中高年齢者にかかる雇用状況の改善を図りながら就職者数の増加を図り、失業率を低下させていく。こうした取組を、新たな形の総合的な就業支援事業「札幌型就業支援事業」として相互に連携しながら実施し、地域経済の活性化につなげていく。 | 903 | 官民共同窓口の設置による職業紹介 | 産業活性化関連 | |
| 3 | 北海道 | 札幌市 | ビジネスフロンティア育成特区 | 札幌市の全域 | ベンチャー企業の創出やリカレント教育の充実を目指す札幌市において、株式会社が大学の設置主体となることを認めることにより、実社会で即戦力となるビジネスパーソンの育成を目指した高度なキャリア教育を実現する。これによって地域における高い専門性を持った人材や自ら新しいビジネスを立ち上げる人材を育て、産業の育成を図るとともに、地元企業との連携の充実、今後の雇用や消費の拡大などを通じて地域社会・経済の活性化を実現する。併せて、校地・校舎の自己所有要件の緩和等の特例を活用し、円滑な事業推進を支援する。 | 816 821(801-1) 828 829 | 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 運動場に係る要件の弾力化による大学設置 空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | |
| 4 | 北海道 | 稚内市 | ワイワイ子育て楽しさ支援特区 | 稚内市の全域 | 稚内市は平成14年度に過疎地域に指定された。少子化の影響と就労形態の多様化により市内の幼稚園(全て私立)の定員は、漸減傾向にあるが、保育所へのニーズは年々高まっている。そこで、本市においては、私立幼稚園が既存施設をできるだけ活用し、認可保育所として保育業務に参入する「幼保一元化」を実現することにより、保育所定員の増員を可能として市民の保育ニーズに応えるとともに、就学前児童の養育環境を私立幼稚園による「幼保一元化」を基本として整備しようとするものである。 | 807 914 916 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 保育事務の教育委員会への委任 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 5 | 北海道 | 乙部町 | 公設民営高齢者福祉特区 | 北海道爾志郡乙部町の全域 | 公設公営の特別養護老人ホームを民間企業(株式会社)に管理委託することにより、施設サービスと民間企業(株式会社)が行っている在宅サービス及び町が運営委託している通所介護とを併せた総合的なサービスの提供とともに、効率的、効果的な運営によって経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービス充実のための財源に当てることができる。更に、民間感覚を活かした良質で利用者本位のサービスを提供できるなど高齢者が住み慣れた地域で暮らせる高齢者福祉の確立を図る。 | 907-2 | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホームの管理委託 | 生活福祉関連 | |
| 6 | 北海道 | 上富良野町 | 上富良野町幼児教育特区 | 北海道空知郡上富良野町の全域 | 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期で、家庭と幼稚園が十分な連携のもとで幼児のすこやかな発達を促すことは、当町の喫緊な課題である。少子化の進展により、集団における他の児童とのふれあう機会が減少していく傾向にあることは、幼児の健全な成長を促すうえで憂慮すべき状況である。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、3歳未満児を満3歳に達する年度当初から、幼稚園で受け入れることにより幼児の社会性の涵養や健全な成長を促し、幼児教育を充実させるものである。 | 806 | 三歳未満児の幼稚園入園の容認 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 7 | 宮城県 | 仙台市 | 幼稚園活用型保育所持機児童対策特区 | 仙台市の全域 | 幼稚園・保育所併設施設において相互の合同活動を実施することにより、幼児の社会性の涵養のほか、幼稚園が保育所を併設しやすい環境整備を整える。関連事業として実施している幼稚園への保育所併設のための支援事業との相乗効果により、幼稚園の保育所事業への参入促進を図る。また、3歳未満児に係る幼稚園入園事業により、幼児教育の充実を図るほか、保育所への入所希望者を吸収することを期待する。これらにより、幼児教育の充実と保育所持機児童の解消を図るものである。 | 806 807 914 | 三歳未満児の幼稚園入園の容認 幼稚園児と保育園児の合同活動 | 幼保連携一体化推進関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|---------------|-----------------------|--|---------------------|--|-------------|----|
| 8 | 宮城県 | 鳴子町 | 鳴子温泉郷ツーリズム特区 | 宮城県玉造郡鳴子町の全域 | 多彩な泉質を誇る情緒漂う温泉街があり、やわらかな空間・時間を満喫できる農山村である鳴子町で、観光・農業・地域が手ととりあい、一体的なツーリズムを推進し、産業振興及び地域活性化を図る。特例の導入により、農的交流空間を整備拡大し、ツーリズムを一層推進する。「旅は他火(たび)」の概念を大切に、鳴子らしい火に旅人を迎え入れ、旅人と地域住民の心の相互交流を大切にした、お互いの共生を図る。 | 707 1002 1006 | 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 都市農村交流関連 | |
| 9 | 秋田県 | 秋田県 | 秋田スギ利活用推進福祉特区 | 男鹿市の全域 | 秋田県の恵まれた森林資源を活用し、木材関連企業等農場産業の活性化を図るため、高齢者福祉施設等施設整備基準の中の耐火・準耐火要件を秋田県が当該施設の入所又は利用者に係る必要な安全性が確保されていることを認めた場合に適用除外し、秋田スギ等木製品の持つ環境に優れ、癒し空間が提供できる木造構造物の建設を促進する。 | 915 | 木造建築による社会福祉施設の設置 | 産業活性化関連 | |
| 10 | 山形県 | 山形市 | 山形市のびのび入園特区 | 山形市の全域 | 本市では国公立幼稚園は1園のみで、私立幼稚園26園が幼児教育の大半を担っている。近年少子化の影響から、多くの幼稚園では園児数が減少し、空き教室が生じてきている。また、核家族化、共働き世帯の増加による幼児教育力の低下や、幼児同士による触れ合いの機会の減少による社会性の低下が懸念される状況である。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、三歳未満児を幼稚園で受け入れて4年間の幼児教育を実施することにより、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図り、幼児教育を充実させようとするものである。 | 806 | 三歳未満児の幼稚園入園の容認 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 11 | 山形県 | 村山市 | まつり交流特区 | 村山市の全域 | 人口減少と高齢化により、農業を含めた各産業が停滞している中で、唯一活力にあふれ、地域活性化の切り札と言えるのが「むらやま徳内まつり」に代表される「まつり文化」である。しかしながら、まつりが年々盛り上がりを見せ観光客が増加する一方で、経済的な効果はさほど表れていない。このため、まつりそのものをより一層充実させることはもちろんのこと、農家民宿などでの地産地消を主体としたもてなしや物産の販売を進め、まつりを核とした滞在型交流人口の増大と地域経済の活性化を図ることで、「文化の薫る、元気なまち」をめざす。 | 407 707 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 | 都市農村交流関連 | |
| 12 | 福島県 | 玉川村 | 元気な玉川農村再生特区 | 福島県石川郡玉川村の区域の一部(東部地域) | 本村の基幹産業である農業においては、近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足等による農地の荒廃化が懸念されており、特に東部地区において顕著である。その一方で、安心で安全な農産物を小規模な農地で自ら作りたいと希望する村内外からの声も高まりつつあるが、現行の権利取得後の下限面積では、面積が大きすぎてなかなか手が出ないという現状がある。そこで、下限面積を10aに変更することにより、新規就農の増加及び農地の流動化を促進し、農地の荒廃化を防ぎながら「元気な農村」としての再生を目指す。 | 1006 | 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 13 | 栃木県 | 大田原市 | 大田原市医療福祉産業特区 | 大田原市の区域の一部(中田原工業団地) | 本市は、医療機器や医薬品製造工場など、医療関連産業が集積しており、東北地域の中核的医療機関や医療福祉系の大学などが立地している。また、平成16年度には、新たに栃木県土地開発公社が整備した、「中田原工業団地」が分譲開始となった。このため、企業の用地確保に対する多様なニーズに対応しつつ、当該工業団地を中心に今後、成長が期待される医療福祉関連産業や医療機関、研究機関等の立地を促進するとともに、既存産業の活性化、新産業の創出、市民への保健・医療・福祉サービスの向上を目指す。 | 403 | 土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |
| 14 | 群馬県 | 高崎市 | 高崎ボランティア輸送特区 | 高崎市の全域 | 平成16年度から「NPO法人等によるボランティア輸送としての有償輸送可能化事業」が全国展開されたが、高崎市の公共交通機関の整備状況を調査し、要介護者、身体障害者のうちの移動制約者に係る十分な輸送サービスを確保するため、輸送可能な車両をセダン車まで拡大し、一層の地域福祉サービスの向上を図る。 | 1206(1216) | NPOボランティア輸送によるセダン車の使用 | 生活福祉関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|---------------------------|--|--|---------------------------------|--|-------------|----|
| 15 | 群馬県 | 明和町 | 子供たちを地元産食材で育てる特区 | 群馬県邑楽郡明和町の全域 | 当町では平成12年に保育園と幼稚園を一体化した合築園舎を建設し、多様化するニーズに対応出来る子育て環境づくりを進めているが、建物は一緒でも給食については、幼稚園(3歳以上)が学校給食センターから完全給食搬入、一方保育園は園内調理室で副食のみの給食を行っていたところ、今般、保育園の3歳以上児についても学校給食センターから完全給食の搬入を行うことにより、親の負担軽減、食材の一括購入による経費節減、職員の適性管理による効率的運営を図る。更に給食センターでは地元産野菜の購入を行い、地産地消の更なる推進を目指す。 | 920 | ・公立保育所における給食の外部搬入容認 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 16 | 埼玉県 | 熊谷市 | 熊谷市中心市街地活性化駐車場利用促進特区 | 熊谷市の区域の一部(熊谷市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域) | 市営本町駐車場は、中心市街地の中心部に位置し、来街者の駐車需要を満たす施設として運営しているが、需要がありながら料金体系が長時間利用者のニーズに応えられておらず、利用状況も減少傾向にある。そこで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応する運営が必要であり、中心市街地活性化対策と歩調を併せ、規制の特例により多様化する駐車需要に対応した特別料金を設定し、駐車場の利用促進を図り、もって中心市街地の活性化に寄与していくことを目指す。さらに、新幹線が停車する熊谷駅の利用者に対しても、駐車場の利用促進を図る。 | 1211 | ・駐車場料金の設定・変更手続きの容易化 | まちづくり関連 | |
| 17 | 埼玉県 | 秩父市 | 秩父市臨時職員の任用期間の延長による保育の充実特区 | 秩父市の全域 | 進行する少子化とは反対に、子育て支援に関するニーズは年々高まっている。臨時的任用職員(保育士)の任用期間を最長3年までに延長することで、臨時的任用職員の保育士採用が容易となり、保育所職員全員が知識、経験豊富な保育士として、安全な保育サービスを提供する。これにより市民のニーズに柔軟かつ迅速に対応し、いつでも誰もが安心して子育てのできる助けあい温もりのまちづくりをさらに推進する。その社会形成の中で、女性の社会参加やボランティア活動が活発化し、男女共同参画社会の実現を目指す。 | 409 | ・地方公務員に係る臨時的任用期間の延長 | 生活福祉関連 | |
| 18 | 千葉県 | 千葉県 | 京葉臨海コンビナート活性化特区 | 千葉県市原市、袖ヶ浦市の全域 | 4つの石油・石油化学コンビナートがある京葉臨海コンビナートは、本県工業の中核地域であるが、近年、設備投資の低下が顕著で、将来、地域産業の競争力低下が懸念される。そこで、生産・物流・研究活動などの面で企業の合理的な活動に影響を与えている各種規制を見直し、企業の国際競争力の強化を図るとともに、研究機能の強化による高付加価値産業への転換を促進し、地域経済を活性化していく。また、4つのコンビナートが集積する特性を生かし、企業の枠組みを超えた地域連携による取組を促進していく。 | 1119 1128 | ・可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更 ・石油コンビナートにおける試験研究施設の変更工事手続の簡素化 | 産業活性化関連 | |
| 19 | 千葉県 | 千葉市 | キャリア人材育成特区 | 千葉市の全域 | 「躍動し賑わいを生む産業を展開する」を市政運営の中期的指針としている千葉市において、株式会社が専門性を重視した大学の設置主体になることを認めることにより、キャリア教育を充実させ、専門的知識を有した即戦力となる人材が育成される。このような人材が地域に輩出されることにより、雇用の創出や消費の拡大等につながり、地域産業・経済の活性化を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件及び運動場・空地に係る要件の緩和の特例を活用することにより、中心市街地に大学を開校することができ、市街地の活性化も図る。 | 816 821(801-1) 828 829 | ・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置 ・空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | |
| 20 | 神奈川県 | 横浜市 | 不登校等生徒支援教育特区 | 横浜市の全域 | 学校法人が新たに不登校あるいは不登校傾向のある生徒のための中学校を設置し、生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行う観点から、現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する。また、登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保证し、支障なく復学できるよう、II等を活用した学習活動を可能とする。専任のカウンセラーを配置するなど教育内容の充実を図ることなどにより、多くの生徒が充実した学校生活を送れるようにする。 | 803(818) 805 820(801-2) | ・不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化 ・II等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大 ・校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置 | 教育関連 | |
| 21 | 神奈川県 | 横浜市 | 都市型大学推進特区 | 横浜市の全域 | 「創業・ベンチャー・プロモーション」事業により創業ベンチャービジネスの促進、産学連携を推進している横浜市において、株式会社が専門性を重視した大学の設置主体になることを認め、多様な主体による大学を都市部のビルなどに誘致する。このことにより、意欲のある学生・社会人が実践的で高度なキャリア教育を受ける機会を拡大し、専門的な人材育成を実現し、地域の活性化を図る。 | 816 821(801-1) 828 829 | ・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置 ・空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|------------------------|---|---|--|--|-------------|----|
| 22 | 神奈川県 | 横浜市 | 国際 IT ビジネス交流特区 | 横浜市の区域の一部(新横浜1丁目、新横浜2丁目、新横浜3丁目、小机、新羽町、鳥山町の一部) | 横浜市の都心の一つに位置づけられている当該地区内には、半導体関連を中心に、外資系を含む300社を超える IT 関連企業が立地している。本特区構想では、当該地区の IT 企業集積を活かし、国内外からの IT 企業誘致や IT ベンチャー育成による更なる IT 企業の集積強化及び立地企業間の連携促進を図り、国際的な IT ビジネス拠点形成を目指す。そのため、外国人入国、在留関連の規制緩和により、海外から企業、技術者、起業家等が進出しやすい環境づくり、海外とのビジネス交流がしやすい環境づくりを推進する。 | 504 507 | 外国人の入国、在留申請の優先処理 外国人情報処理技術者の在留期間延長 | IT 関連 | |
| 23 | 新潟県 | 新潟県、中条町 | 新潟中条産業立地推進特区 | 新潟県北蒲原郡中条町の区域の一部(中条中核工業団地) | 中条中核工業団地は、国際的、先進的といったまちなイメージを大切に近未来型の工業団地として造成され、地域振興整備公団、新潟県、中条町の三者は協力して分譲に向けた誘致活動を展開している。しかしながら、現在、初期投資を抑えるために、分譲ではなくリースを希望する企業が増加していることから、そうした企業の要望に応えることにより、これまで投資を見合わせていた企業の進出を促し、雇用の創出と地域経済の活性化を図るとともに、ここで働く人々が豊かな創造性と高い生産性を発揮できる「技術の快適空間」の形成を目指す。 | 403 | 土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |
| 24 | 新潟県 | 山古志村 | やまこしむら農地利用特区 | 新潟県山古志村の全域 | 本村の農業は、自然的地形条件に恵まれないため、規模は零細で農業依存度は低く、経営意欲の減退が懸念される。しかし、生産された米、野菜の食味は一等級であり、ブランド化しつつある。農業は自然保護等中山間地域の果たすべき役割であるため、遊休農地を活用し、農業者の高齢化、後継者不足の解消を図るべく、建設業者の農業経営参入により、国土保全、農用地再生、基盤整備を促進し、担い手育成や若者の定住促進、後継者、配偶者の確保育成が図られる新たな農村活性化を目指す。 | 1001 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 農業関連 | |
| 25 | 新潟県 | 入広瀬村 | 入広瀬さんざい共和国再生特区 | 新潟県北魚沼郡入広瀬村の全域 | さんざい共和国として地域づくりを行い20年が経過したが、近年はイベントもマンネリ化し停滞気味である。そこで、山菜を活かした新たな誘客策として、地場の魚沼米から濁酒を製造し、濁酒に適した食材として山菜料理を提供することにより、誘客の目玉を作り、村を訪れる方々に楽しんでいただくことにより交流人口の増加を図る。併せて過疎化、高齢化による農業の担い手不足を解消するため企業等の農業参入により農地の保全と雇用の確保を図り、農林業を基軸とした人づくり村づくりによるさんざい共和国の再生を目指す。 | 707 1001 | 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 都市農村交流関連 | |
| 26 | 新潟県 | 高柳町 | じよんのび高柳活性化特区 | 新潟県刈羽郡高柳町の全域 | 古くから受け継がれる米づくりと酒蔵への出稼ぎ等により培われた酒づくりの文化が生きて高柳町は、中山間地や豪雪といった自然条件に加え社会情勢の変化などから、近年は過疎・高齢化による農業の担い手不足、耕作放棄地の拡大が顕著化している。これらの現状に対し、自然・人・農業の共存という地域特性を基軸に、特定法人の農業参入を促し地域農業の維持・発展を図るほか、特定農業者による自家製濁酒を特産品化し、当町が進める農村滞在型交流観光事業と関連させ、地域内外の人たちが魅力と親しみを感じる「じよんのび高柳」の形成を目指す。 | 707 1001 | 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 都市農村交流関連 | |
| 27 | 富山県 | 福岡町 | 福岡町次世代を育む子育て支援のまちづくり特区 | 富山県西礪波郡福岡町の全域 | 本町では、公立の保育所 2施設と公立の幼稚園 5施設を設置しているが、少子化や女性の社会進出が進んだことにより保育所及び幼稚園の入所希望に偏りが著しくなり、既存の施設配置が住民ニーズにあわなくなっている。また、小規模な幼稚園が増加し運営上の問題が発生している。そこで、共用化指針に基づき施設への再編を行い、保育所及び幼稚園児の合同活動、保育室の共用を進めるとともに、学校法人による運営に切り替えるなど、住民ニーズの多様化に対応した保育及び幼児教育を実現し、あわせて小規模幼稚園での運営上の問題の解決を図る。 | 807 914 916 823 921 831 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 保育事務の教育委員会への委任 幼稚園と保育所の保育室の共用 幼稚園の基準面積算定方法の弾力化 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 28 | 山梨県 | 都留市 | つるアグリビジネス推進特区 | 都留市の全域 | 本市の農業の現況は、小規模な第2種兼業農家が圧倒的に多く、担い手の不足や農地の遊休地化が進行している。一方、有機農作物の生産・販売を目的とした民間企業の動きもあり、構造改革特別区域法による農地法の特例、並びに、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の特例を活用して、意欲ある企業等が農業に参入できる機会を拡大し、農地の有効利用と民間の経営ノウハウを活かしたアグリビジネスの振興を図る。 | 1001 1002 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 市民農園の開設者の範囲の拡大 | 農業関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|------------------------|-----------------|--|---------------------------------|---|----------|----|
| 29 | 長野県 | 浅科村 | 浅科故郷づくり特区 | 長野県北佐久郡浅科村の全域 | 当村においては、兼業化や高齢化等が進行し年々遊休荒廃農地が増加している。その一方で、上信越自動車道などの高速交通網が整備され、大都市圏との時間、距離が短縮されたことにより、退職後に農業を行うことを目的とした永住希望者等が多い。このため、農地の下限面積緩和により、農地を持たない住民が水田や畑を購入したり貸借することが円滑にできることで、シルバー世代が自然あふれる環境の中で生きがいを持つ村を形成できるとともに、一般家庭でも親子での農業体験を通じた「故郷づくり」の推進をすることにより、農業の活性化と荒廃農地の解消を図る。 | 1006 | 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 30 | 長野県 | 天龍村 | 地域と一体化したプロジェクト教育推進特区 | 長野県下伊那郡天龍村の全域 | 小学校の廃校をNPO法人が特区による校地・校舎の自己所有物件を不要とする特定事業を活用して設立する学校法人に貸与し、地域の高齢者の知恵と技術を子供教育に融合させた地域特性を活かしたプロジェクト学習中心の教育を実践することにより、高齢者の生きがいづくりと子供の生きる力を育む教育を実現する。 | 820(801-2) | 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置 | 教育関連 | |
| 31 | 長野県 | 山ノ内町 | 北信州やまのうち・よってかっしゅい！農業特区 | 長野県下高井郡山ノ内町の全域 | 農業従事者の高齢化、後継者不足等により遊休荒廃農地が増加し、一方では非農家や都市生活者は「癒し」「つろぎ」「食の安全・安心」を求め、家庭菜園、農業体験、滞在型観光等のニーズが高まっている。農地取得に伴う下限面積要件を緩和し、サラリーマン(定年後を含む)など非農家の農地取得を促進するとともに、農家又は他産業従事者等、多様な主体による市民農園の開設を促し、遊休荒廃農地の解消、都市農村交流空間の整備、地産地消、グリーンツーリズム等の推進により地域が一体となった産業の活性化を図る。 | 1002 1006 | 市民農園の開設者の範囲の拡大、農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 都市農村交流関連 | |
| 32 | 長野県 | 野沢温泉村 | 湯の郷 野沢温泉どぶろく特区 | 長野県下高井郡野沢温泉村の全域 | 野沢温泉村はスキー産業と農業を産業の柱にしてきたが、近年長引く景気低迷のため観光客が激減し、基幹産業である観光について新たな対策が求められている。村内の観光産業を支える民宿は、その多くが農業も営む農家民宿であり、農業体験や特区制度を活用した「どぶろく」の製造提供による都市住民との交流の更なる促進を図る。 | 707 | 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 | 農業関連 | |
| 33 | 長野県 | 豊野町 | 信州豊野ぬくもり特区 | 長野県上水内郡豊野町の全域 | 畑地かんがい施設を利用した果樹栽培が主体である当町では、担い手不足、高齢化等に伴う農地の遊休荒廃化が進み、償還金等の捻出が困難となっている。町が建築中の8月にオープン予定の「豊野温泉りんごの湯」に併設される直売所への果樹以外の作物出荷量の不足も懸念される。このため、意欲ある者の新規就農に期待し、農地取得時の下限面積要件を緩和することにより、小規模でも新規に畑作農家になれることを可能とする。また、都市住民等のニーズに応えるべく、農家主体の市民農園開設により農業体験の機会の増加と、利用者の増進を図り、もって遊休荒廃農地の解消に努める。 | 1002 1006 | 市民農園の開設者の範囲の拡大、農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 34 | 長野県 | 牟礼村 | 牟礼村地域活性化特区 | 長野県上水内郡牟礼村の全域 | 農業従事者の高齢化や兼業化により、担い手の減少による遊休荒廃地の増加が深刻な問題となってきており、今後、環境問題や災害対策等にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。これらの問題は、農業内部の対応だけでは解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人(牟礼村ふるさと振興公社等の企業)の農業への参入により、遊休農地の解消や特産品目としてのそば・米・果樹等を栽培することにより、農地の適正かつ効率的な利用を促進し、地域農業の活性化を図る。 | 1001 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 農業関連 | |
| 35 | 静岡県 | 静岡市 | 中枢都市型企業人育成特区 | 静岡市の全域 | 14番目の指定都市を目指す静岡市は、中枢都市にふさわしく高度な都市型産業を担う人材が求められている。そのため、SOHOしずおか」に加え、静岡市中心地に「産学交流センター」を開設し、産業界、大学、行政との連携事業を進めている。これにより、新事業への進出、起業、経営革新などに挑戦する人材の育成や新企業、新事業の創出等に取り組む。このような取り組みをさらに強化するため、専門的知識を有した人材を育成する株式会社立大学を誘致し、優れた人材の養成をはかり、地域経済の活性化を進めていく。 | 816 821(801-1) 828 829 | 学校設置会社による学校設置、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置、運動場に係る要件の弾力化による大学設置、空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 産学連携関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|--|-------------------------|--|--|-----------------|--|----------|--|
| 36 | 静岡県 | 静岡県、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、戸田村 | 伊豆アドベンチャーレース特区 | 伊豆市、下田市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村及び田方郡戸田村の全域 | 伊豆半島における過疎化防止と地域の活性化のため、魅力ある地域づくりをしていく必要がある。このため、「伊豆新世紀創造祭」において総合賞を獲得した伊豆アドベンチャーレースのコースエリアの拡大とともに、将来的には世界大会を目指している。当レースを核として、国立公園が広範囲に指定されている伊豆の大自然を利用したスポーツ大会などのイベント等の開催や都市と農村との交流、コミュニティ活動の推進などにより、観光振興ひいては地域経済の活性化、地域雇用の創出を図る。 | 1301・1302 | ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化 | 都市農村交流関連 | 伊豆アドベンチャーレースを中心とする伊豆の自然を活用したイベント開催等による地域再生 |
| 37 | 愛知県 | 名古屋市 | 障害者地域生活支援特区 | 名古屋市の全域 | 本市では、「名古屋障害者基本計画」において、地域生活を支援するサービスの充実として在宅サービスの拡充を掲げている。中でもデイサービス事業については、日中活動の場として充実させていく方向を出している。しかしながら、知的障害者デイサービス事業所は、その数も限られており、近隣において利用することは困難な状況にある。指定通所介護事業所が利用できれば、住み慣れた地域でサービス提供を受けることが可能となり、利用者本人はもとより介護者にとっても安心してサービスの利用が可能となり制度の利便性が高まる。規制緩和により既存の施設を生かすことにより、知的障害者の生活を支援し、社会参加や社会活動の促進を図る。 | 906 | ・指定介護事業所等における障害児等へのデイサービスの容認 | 生活福祉関連 | |
| 38 | 三重県 | 三重県 | みえメディカルバレー創生特区 | 津市の全域 | 医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指し、県内産学官が一体となって取組を進めている「みえメディカルバレープロジェクト」の実現を促進するため、研究開発機能の強化、知的財産の活用等による産学官連携の取組を一層促進することにより、研究成果の産業化やベンチャー企業等による新事業の展開、新産業の創出を加速的に進め、新たな雇用の創出、地域の活性化を図る。 また、特区において、大学・研究機関の集積、充実した交通・情報基盤や産業集積の拠点整備が進む地域の特性を活かすとともに、外国人研究者を活用し、ベンチャー企業等の創出、開発型企業の誘致等を促進することにより、競争力のある産業の創出と集積を図る。 | 501,502,503,504 | ・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 | 産学連携関連 | みえメディカルバレー創生計画 |
| 39 | 三重県 | 津市 | 津市小中一貫教育特区 | 津市の全域 | 津市は、中部国際空港のアクセス港開港により、一層見込まれる国際化に対応するとともに、合併を契機に更に発展が期待されている県庁所在地として、これまでも増して県勢をリードしていく必要がある。このため、市内2地区をモデル校として、小学校における「英語科」と「選択教科」の実施及び9年間を見通した小中一貫カリキュラムの編成による新しい教育システムの構築に取り組み、これを実践していくことにより、将来の本市を担う国際感覚を備えた優れた人材を育成していく。 | 802 | ・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) | 教育関連 | |
| 40 | 三重県 | 四日市市 | 四日市市産業連携特区 | 四日市市の区域の一部(あがた栄工業団地、四日市ハイテク工業団地、南小松工業団地、笹川南住宅団地業務施設用地) | 四日市市の臨海部工業地帯は、周辺地域に集積する電気・電子・自動車等のエンドユーザー企業との事業連携を深める中で、高度な機能化学素材を提供する高付加価値型産業への転換を進めている。このような動きに呼応し、設備・装置メンテナンス、部材供給等の分野での新たな事業所参入の動きも活発化しており、その受け皿となる四日市市土地開発公社造成地の賃貸を可能にすることにより、産業連携の円滑な展開を促進し、国際競争力のある産業集積地の形成を目指す。 | 403 | ・土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |
| 41 | 三重県 | 三重県鈴鹿市 | 燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区 | 鈴鹿市の全域 | 「環境都市モデル地域」づくりを通じて、新エネルギーの普及促進や関連機器の技術開発、商品化を図り、さらにこの技術を活かして新たな産業分野の創出、育成を促進することとしている。また、産学官連携の推進によって、「燃料電池技術」を核とした既存産業の高度化、高付加価値化を図り、強靱な産業構造への転換を進めるとともに、これを支える人材を育成し、21世紀のビジネスモデルの構築を目指す。 | 403 1104 | ・土地開発公社造成地の賃貸の容認 ・一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備の導入 | 産業活性化関連 | |
| 42 | 三重県 | 名張市 | 名張市企業立地促進特区 | 名張市の区域の一部(滝之原工業団地) | 名張市は豊かな自然に恵まれた田園都市であり、1970年代から90年代にかけて住宅団地の造成が進み、人口が増した。しかし、一方で市内の産業基盤整備と雇用機会確保は遅れており、この対策として平成11年度滝之原工業団地を造成した。しかし、景気の後退等から企業立地が困難な状況が続いている。このため、土地の賃貸制度を導入することにより企業の初期投資を軽減し、製造業・流通業はもとより育苗プラント施設等の新しい産業を誘致して、地域経済の活性化と雇用機会の増大を図る。 | 403 | ・土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|---|-------------------|---|--|---------------------------|---|-------------|----|
| 43 | 三重県 | いなべ市 | いなべ市企業立地促進特区 | いなべ市の区域の一部(藤原工業団地、東山工業団地) | いなべ市は、交通条件の良さを活かした物流関係や自動車関連企業が立地しており、各種製造業・サービス業まで総合的な立地が展開されている。しかしながら、未立地の工業団地も存在しているのが現状である。そこで当市は合併時の新市建設計画において、「活力と活気あふれる産業のまちづくり」をテーマに掲げ、造成地の賃貸を可能とすることにより、工業の発展を目指し生活環境との調和を保ちつつ、既存企業の経営基盤の強化に努めるとともに、多彩な工業の振興に努め、工場出荷額や雇用数がさらに上昇することにより新市の活性化につなげていく。 | 403 | 土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |
| 44 | 滋賀県 | 滋賀県及び県内の全市町村 | 選べる福祉サービス滋賀特区 | 滋賀県の全域 | 入所施設や通所施設での生活とあわせて、地域社会や家庭での生活や活動が可能となるようサービスの選択肢を拡充し、入所施設から地域生活への移行や地域社会での自立生活の実現を円滑に促進する。具体的には、支援費制度における施設訓練等支援サービスおよび知的障害者地域生活援助支援サービスを日単位で利用可能とするため、支給決定を日数で行い、その支援費を日額で支給する。また、サービス提供事業者間の契約によって、特定の施設訓練等支援サービスと他の施設訓練等支援サービスや居宅生活支援サービスを活用できるものとする。 | 925 926 | 障害者の施設訓練等の支援費の日額算定 知的障害者の地域生活援助の支援費の日額算定 | 生活福祉関連 | |
| 45 | 大阪府 | 泉大津市 | 泉大津市立駐車場運営特区 | 泉大津市の区域の一部(泉大津駅東地区) | 泉大津駅東地区における再開発事業に伴う駐車需要に対応し、泉大津駅周辺の秩序ある交通環境を形成するために、駅前広場地下駐車場の整備を行ったが、長引く不況の影響と周囲の民間駐車場と比較して割高感があるため利用率が低迷し、経営状況が悪化している。その要因として料金体系の硬直化があげられ、これを改善するために多様化する利用者ニーズを反映した特別料金の設定及び変更を速やかに行い、利用者の増加と地域の活性化を目指すものである。 | 1211 | 駐車場料金の設定 変更手続きの容易化 | まちづくり関連 | |
| 46 | 兵庫県 | 兵庫県、相生市、龍野市、赤穂市、新宮町、揖保川町、御津町、太子町、上郡町、佐用町、上月町、南光町、三日月町、山崎町、安富町、一宮町、波賀町、千種町 | 西播磨 水と緑の郷 特区 | 相生市、龍野市及び赤穂市並びに兵庫県揖保郡新宮町、揖保川町、御津町及び太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、上月町、南光町及び三日月町並びに宍粟郡山崎町、安富町、一宮町、波賀町及び千種町の全域 | 西播磨地域では、自然や農産物に恵まれていることから、都市と農村の交流の拠点づくりを行うことにより、グリーンツーリズムによる都市住民との交流を推進し、西播磨地域への観光入込客の増加を図り、地域のツーリズム産業の振興を促進する。今後は、特に、市民農園整備事業、国立・国定公園における自然を活用した催し、有害鳥獣捕獲などに取り組み、体験交流型ツーリズムの推進を図る。参加型ツーリズムを進めるための市民農園開設促進とそのPR、また、西播磨地域の誇る豊かな自然を活かした国立・国定公園内でのイベントの開催などに取り組んでいく。 | 1002 1301.1302 1303 | 市民農園の開設者の範囲の拡大 国立・国定公園の特別区域におけるイベントの容易化 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認 | 都市農村交流関連 | |
| 47 | 兵庫県 | 加古川市 | 加古川市就学前教育モデル特区 | 加古川市の区域の一部(志方町) | 平成14年4月1日に合築施設として開園した「しかた幼稚園・しかた保育園」において、4歳児及び5歳児について、幼稚園児と保育所児の合同活動を実施することにより、自立心、社会性の基礎を養うとともに、小学校や地域と連携した子育て支援を通して、保護者の多様な教育ニーズに対応しつつ、「健やかで心豊かな子どもの育成」を目指す。 | 807 914 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 48 | 兵庫県 | 加西市 | 加西市農村地域活性化特区 | 加西市の全域 | 加西市の農業は、農家の担い手不足、遊休農地の増加等の問題を抱えており、農村地域の活力低下が市全体の活力低下につながっていることから、農家民宿事業、市民農園事業を中心として体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行い、都市と農村との交流を推進し、グリーンツーリズム産業の創造により、農村地域の活性化を図る。 | 407 707 1002 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 市民農園の開設者の範囲の拡大 | 都市農村交流関連 | |
| 49 | 兵庫県 | 篠山市 | 丹波ささやまふるさと遊農・楽農特区 | 篠山市の全域 | 京阪神から1時間という地理的条件と地域の歴史的資源、豊富な地域特産物等の地域資源を活かし、農業を通して都市住民等との交流を通じた地域の活性化、また農地の多面的な利活用を図ることにより、農業の活性化を図る。市内にある交流拠点施設を核にし、市民農園、農家民宿等を開設することにより都市住民との交流機会の増進を図るとともに、地域の農産物を活かした新たな食材等の提供を行うことにより、特色あるグリーンツーリズムの取り組みを進める。 | 407 707 1002 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 市民農園の開設者の範囲の拡大 | 都市農村交流関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|------------------|---------------------|-----------------------------|--|-------------------------------------|--|-------------|-----------|
| 50 | 兵庫県 | 兵庫県、加美町、八千代町、青垣町 | 多自然居住促進特区 | 兵庫県多可郡加美町及び八千代町並びに氷上郡青垣町の全域 | 当地域は過疎化・高齢化の進展等から地域活力が低下している。そこでNPO法人等による空き家情報提供等を推進し、都市住民の多自然居住(新・田舎暮らし)を促進し、また農家民宿の開設推進等による都市農村交流の一層の推進や農地取得後の下限面積要件緩和等により新規就農を促進し美しく活力ある多自然居住地域の創造と、都市と農山漁村の共生・対流のモデル構築を図る。特区においては新・田舎暮らしに先進・重点的に取り組み、都市と多自然居住地域の間で「情報(ノウハウ)金」が循環する社会の実現を目指す。 | 407 1001 1002 1006 1215 | ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ・農地貸し付け方式による株式会社等への農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和 ・過疎地におけるNPO等による空き家 | 都市農村交流関連 | 多自然居住促進計画 |
| 51 | 鳥取県 | 江府町 | 江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区 | 鳥取県日野郡江府町の区域の一部(笠原地区の一部) | 過疎化、高齢化に伴う農業の担い手不足を背景として、農地の荒廃化が急増するとともに地域経済も停滞している。このため、基幹産業を農業としながらも観光と融和した新たな農業へと転換等することが不可欠であることから、建設業者が農業経営に参入するとともに、高冷地の環境を生かして、ブルーベリーを生産し、交流体験、観光農園などの取り組みを通して、新たな起業家の促進と活力ある農村地域の再生を目指す。 | 1001 | ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 農業関連 | |
| 52 | 鳥根県 | 松江市 | 就学前教育保育推進特区 | 松江市の全域 | 少子化・核家族化・都市化が進行し、地域や家庭において、幼児が他者と関わることが希薄になっている。私立幼稚園の満3歳児においても、年度途中で順次入園するため、一定の集団を形成することが難しく、状況になっており、幼児が他の幼児と共に活動する機会を増やすために、満3歳児の年度当初からの入園」を可能にする特区を設ける。このことにより、満3歳児の集団活動の充実や年間を通したカリキュラムの編成など、幼児教育の充実を図る。 | 806 | ・三歳未満児の幼稚園入園の容認 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 53 | 鳥根県 | 宍道町 | 宍道子じみグローアップ特区 | 鳥根県八束郡宍道町の全域 | 隣接する幼稚園・保育所2園において、地域のニーズに応じ0歳児～5歳児の一貫した乳幼児保育・教育を実施したい。このため、幼稚園における幼稚園児及び保育所等の合同活動、「幼稚園と保育所の保育室の共用化」、「公立保育所における給食の外部搬入」を行うべく、また、一貫した教育を実施することにより「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を行い、幼保一元化により一貫した教育・保育を実施することにより、幼稚園・保育所を分けず大きな集団の中での交流から、共に育ちの支えをすることにより乳幼児教育・保育を推進する。 | 806 807 823 921 920 | ・三歳未満児の幼稚園入園の容認 ・幼稚園児と保育園児の合同活動 ・幼稚園と保育所の保育室の共用 ・公立保育所における給食の外部搬入 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 54 | 鳥根県 | 加茂町 | 加茂町子育てわんぱく特区 | 鳥根県大原郡加茂町の全域 | 平成17年4月に幼保一体化施設を開園する予定であるが、この施設では、幼稚園児が降園するまでの時間について、幼保合同の教育・保育活動」を実施する。その合同活動の実施に伴い、「幼稚園と保育所の保育室の共用化」を図る。また、合同活動を行う保育所籍の4・5歳児に対して、「公立保育所における給食の外部搬入」を行う。こうした幼保一元化により、心身の発達に合わせた一貫した養育方針に基づき、未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、異年齢の関わりの中で共に育ち合う環境・体制の確立を目指す。 | 807 914 823 921 920 | ・幼稚園児と保育園児の合同活動 ・幼稚園と保育所の保育室の共用 ・公立保育所における給食の外部搬入 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 55 | 岡山県 | 有漢町 | 有漢町農地有効活用活性化特区 | 岡山県上房郡有漢町の全域 | 有漢町は典型的な中山間地域であり、近年担い手の確保並びに農地の遊休化が大きな問題となっている。その解決策として、定年退職者だけでなく、新規就農者を募集し、担い手として育成・支援を行う。しかし、新規就農者にとっては現行の取得後面積の下限が50a以上だとかなり負担になる。そこで、農地取得後面積の下限を10a以上とし、新規就農者が農地を取得しやすくすることにより、遊休農地の解消と地域の活性化を図る。 | 1006 | ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 56 | 岡山県 | 岡山市 | キャリア教育特区 | 岡山市の全域 | 中四国地方の中核拠点都市として商業・教育・文化・政治・行政機能等が多面的に集積している岡山市において、株式会社や大学の設置主体となることを認めることにより、高度な実務知識や職業能力を備えた即戦力のある人材を養成し、地域経済の活性化を図るとともに、市民が生涯を通じてさまざまな学習の機会を得られる良好な教育環境の形成を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件及び運動場・空地の設置要件を緩和し、円滑な事業推進を支援する。 | 816 821(801-1) 828 829 | ・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置 ・空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|-----------------|-------------------------|--|---------------------------------|--|-------------|----|
| 57 | 岡山県 | 北房町 | コスモスの里農業チャレンジ特区 | 岡山県上房郡北房町の全域 | 過疎化、高齢化に伴う農業の担い手不足が深刻で、遊休農地の増加が進み農業振興への影響が懸念されている。こうしたなか、従来どおりの農業施策で、農地の保全、有効利用を図ることは困難である。このため、農地の権利取得後の下限面積要件を引き下げ、果樹や野菜など小規模面積で収益性の高い農産物の生産基盤を確立し、都市から意欲ある新規就農者を受入れて農地の効率的かつ総合的な利用の確保を図り、「魅力ある農村づくり」を実現していく。 | 1006 | 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 58 | 岡山県 | 勝山町 | 市民農園開設支援特区 | 岡山県真庭郡勝山町の全域 | 本村は過疎化、高齢化が進み、耕作放棄地が増加傾向にある。特例措置を活用することで地域の農業資源(土地、農産物、人)を積極的に活用し、農業者自身が地域の実情にあった市民農園を開設可能とすることにより、遊休農地の解消を図り、あわせて農業体験、営農指導等を積極的に進めていくことにより、都市住民との交流を通じ地域の活性化を図る。 | 1002 | 市民農園の開設者の範囲の拡大 | 農業関連 | |
| 59 | 広島県 | 広島市 | ビジネス人材養成特区 | 広島市の全域 | 自動車を始めとする機械系工業の集積が高い広島市において、株式会社が実学のニーズに応える大学の設置主体となることを認め、高度なキャリア教育を実現することにより、地域における高い専門性をもった人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大など、地域社会・経済の活性化を図る。 | 816 821(801-1) 828 829 | 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 運動場に係る要件の弾力化による大学設置 空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | |
| 60 | 山口県 | 和木町 | みんなそろって楽しい給食特区 | 山口県玖珂郡和木町の全域 | 女性の就業機会の増加、核家族化の進行を背景に保育ニーズは急速に高まってきており、保育所では待機児童や町外への委託保育も生じている状況である。このため、分園により幼稚園の空教室を利用し受け入れ児童数を確保することで保育ニーズに対応すべく検討をすすめている。さらに、給食センターから搬入している幼稚園児の給食と同じ給食を提供することにより保育園児と幼稚園児の隔たりをなくすとともに効率的な保育所運営を目指す。 | 920 | 公立保育所における給食の外部搬入 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 61 | 香川県 | 高瀬町 | グリーンピアたかせ特区 | 香川県三豊郡高瀬町の区域の一部(原下工業団地) | 「瀬戸のグリーンピア」がスローガンの本町は、農業が基幹産業でありながら、農業労働力の量的・質的低下等、生産構造が脆弱化している。そこで、農業兼業従事者には、賃貸制度により誘致する工業団地に進出した職場への就業を促進し、その農地を認定農業者へ集積する。同時に町、農協、農業委員会と連携し生産性の高い担い手を確保、育成し、農地の賃貸主に利用拡大し集積を図る。本町及び周辺地の優良経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し、他産業従事者並の生涯所得水準を実現させ、農業と工業との均衡ある発展を促す。 | 403 | 土地開発公社造成地の賃貸の容認 | 産業活性化関連 | |
| 62 | 高知県 | 西土佐村 | 四万十グリーンツーリズム特区 | 高知県幡多郡西土佐村の全域 | 西土佐村では、四万十川に代表される恵まれた自然環境の中での体験を中心とした交流型のツーリズムや地産地消をすすめている。四万十川を遊びから学べるフィールドとするとともに、農家民宿の開業を促進し、グリーンツーリズムを地域産業振興の新たな助っ人として、都市との交流人口の増加と、地域の活性化を図る。 | 407 707 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 | 都市農村交流関連 | |
| 63 | 佐賀県 | 佐賀県、有田町 | 有田町こども園特区 | 佐賀県西松浦郡有田町の全域 | 少子化の進行等により、就学前児童数が減少している中、有田町においては、従来、就学前児童を保育する施設は保育所のみであったが、町立保育所の民営化後、12年度から幼稚園と保育所の共用化指針に基づき運営されている合築施設がある。当該施設において、幼稚園児と保育所児の合同活動、幼稚園と保育所との保育室の共用化を図り、幼児が他の幼児と活動する機会の拡大を図り、幼児の社会性を涵養するとともに、保育的観点及び幼児教育的観点双方からの保育(幼児教育)を実施し、その質的向上を図る。 | 807 914 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 | 幼保連携一体化推進関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|-------------------|--|--|--|--|-------------|--------------|
| 64 | 長崎県 | 長崎県 | 舌岐いき離島留学教育特区 | 舌岐市の全域 | 県立舌岐高等学校では、長崎県独自の制度である離島留学制度のコースの一つとして、「原の辻歴史文化コース」を平成15年度に設置し、舌岐の郷土史や中国・朝鮮半島との交流の歴史を学ぶ授業を実施している。このコースに、既設の歴史学・考古学専攻を加え、新たに中国語専攻を設置し、構造改革特別区域研究開発学校とすることにより、さらに質の高い教育を行い、中国語や中国文化に精通した人材を生み出し、将来、中国との架け橋となる国際的に活躍できる人材を育成する。 | 802 | 特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) | 教育関連 | |
| 65 | 長崎県 | 長崎県 | ながさき有害鳥獣被害防止特区 | 平戸市及び福江市並びに長崎県北松浦郡大島村、生月町、南松浦郡富江町、玉之浦町、三井楽町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町の全域 | 近年、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、農家の生産意欲を低下させ、また、農家経営の安定を脅かしている。特に、農業を基幹産業とする中山間地域や離島地域での被害は深刻であり、地域振興の阻害要因ともなっている。このような状況の中、網のなな狩猟免許所持者の指導・監督のもと、農家等の狩猟免許非所持者と協力して有害鳥獣を捕獲することにより、農林業生産を安定させ、ひいては地域の活性化を図っていく。 | 1303 | 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認 | 農業関連 | |
| 66 | 長崎県 | 高島町 | 高島ふれあい農業特区 | 長崎県西彼杵郡高島町の区域の一部(高島全域) | 本町は、元々、石炭産業の一島一町一企業の特特殊な町であり、農業地域は皆無であった。しかし、昭和61年炭坑が閉山し、雇用対策として、町の炭坑従業員住宅の跡地を利用してトマトのハウス栽培を始め、今では全国的なシェアを有するまでになった。今回、特区の認定を受け、民間会社に対し農地貸付を行い、民間の手法による効率的な経営により生産を拡大し、また同時に町も関連事業としてトマト振興・PR事業を行ってゆくことで、全国に知られる「トマトのまち」として地域の活性化を図る。 | 1001 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 農業関連 | |
| 67 | 長崎県 | 小値賀町 | 「おぢかっ子」共同育成特区 | 長崎県北松浦郡小値賀町の全域 | 本町で毎年出生する子供の数は、ここ数年10人前後で、当然のことながら幼児の数も減少している。保育所においても、幼稚園においても10人前後のクラス編成で集団とは言えない状態にある。また、民家も各地区に点在し、同世代の子供との交流も少なく社会性が育まれ難いと言った問題も抱えている。今回の特区により、保育園児と幼稚園児と一緒に保育活動を行うことにより、子供達の活動機会の場が促進され、地域の子供は地域で育てることをモットーに、家族的な雰囲気の中で人情味溢れる、心豊かな「おぢかっ子」の育成が図られる。 | 807 914 823 921 831 916 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 幼稚園と保育所の保育室の共用 幼稚園の基準面積算定方法の弾力化 保育事務の教育委員会への委任 | 幼保連携一体化推進関連 | |
| 68 | 熊本県 | 菊池市 | 菊池いきいき農業特区 | 菊池市の全域 | 農地の権利取得後の下限面積要件を現行の50aから20aに緩和することにより、やる気のある就農希望者の参入を促進するとともに、第3セクターの有限会社(農業生産法人)をはじめ、関係者団体との連携のもと、新規就農者の円滑な就農を積極的に支援するものである。計画区域内では、地産地消を基本とする多様な販路をもとに、地形的条件を生かした様々な農業経営が展開されるとともに、農業担い手の育成、農林業を基盤とする新たな雇用の創出など、魅力ある地域づくりに向けた地域・個人の取組みを積極的に支援していく。 | 1006 | 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | |
| 69 | 熊本県 | 菊水町 | 菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区 | 熊本県玉名郡菊水町の全域 | 平成16年4月から効率的な行政運営とサービスの向上を図るため3カ所の町立保育所を廃止し、新たに保育園と幼稚園を併設した民設民営の施設を開設した。幼稚園の教育的要素と保育園の養護的要素を併せ持った教育(保育)を行うことにより、児童の活動機会を促進し社会性・創造性の涵養を図ると共に保護者の負担を軽減し、女性の社会参加の促進を図る。 | 807 914 | 幼稚園児と保育園児の合同活動 | 幼保連携一体化推進関連 | 菊水町地域福祉推進プラン |
| 70 | 鹿児島県 | 川内市 | 唐浜らっきょう生産振興特区 | 川内市の区域の一部(港・網津・奇田地区) | 当市の海岸地帯には、砂地の特性を活用した特産物であるらっきょうの栽培を行っており、唐浜らっきょうの銘柄で共同出荷しているが、生産者の高齢化と後継者不足により、年々、遊休農地が増加している。このため、らっきょう生産者の新規参入対策として、農業生産法人以外の法人への農地の賃借による農業参入を図り、安心安全かつ高品質ならっきょうの安定供給により、唐浜らっきょう産地の維持・拡大を図る。 | 1001 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 | 農業関連 | |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名(地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|----------------|----------------|-------------------------|--|--|---|-------------|--------------|
| 71 | 宮城県 | 田尻町 | たじ子育てスマイル特区 | 宮城県遠田郡田尻町の全域 | 少子化の進行により、子育て支援活動計画(子育てあんしんプラン)を策定し、安心して子どもを産み育てることができる町づくりを進めている。そこで、平成17年4月開所予定の保育所「幼稚園の合築施設 子育て支援総合施設」における合同活動については、特区認定を受けているが、さらに保育室の共用化を図り、本当の意味での幼保一元化を図る。さらに、食教育を推進することを念頭に、現在幼稚園には搬送している地元食材を使った学校給食センターからの給食を4・5歳児の保育所入所児にも提供する。 | 807 914 916 920 | 幼稚園と保育園児の合同活動 保育事務の教育委員会への委任 公立保育所における給食の外部搬入容認 | 幼保連携一体化推進関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 72 | 茨城県 | 金砂郷町 | 金砂郷町幼保一体的運営特区 | 茨城県久慈郡金砂郷町の全域 | 本町においては、昭和50年代以降出生数が減少を続け、平成15年では、就学前児童数は人口の4.3%と少子化が進み、幼児の社会性を育むうえで問題が生ずる状況である。そのため、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針に基づき「こどもセンター」(合築施設)を建設し、施設の共用など幼保の交流を図っている。さらに幼稚園児、保育所児の合同活動など少子化に対応した保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養していくものである。 | 807 914 920 | 幼稚園と保育園児の合同活動 公立保育所における給食の外部搬入容認 | 幼保連携一体化推進関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 73 | 東京都 | 千代田区 | キャリア教育推進特区 | 東京都千代田区の全域 | 多くの教育、産業、行政機関が集積する地域特性のある千代田区においては、実社会に通用する専門的で高度な職業能力を育成する「キャリア教育」に対する特段のニーズが存在している。千代田区において株式会社や大学や大学院の設置主体となることを認めることにより、株式会社が持つ専門人材の育成実績やノウハウを活かし、高い専門性をもった人材の輩出、地元企業との連携の充実など、地域経済・産業の活性化を図る。また、高等教育機関の多様化を図るとともに、区立中等教育学校との教育内容での連携など、区民の「キャリア教育」の推進を図る。 | 816 821(801-1) 811 828 829 | 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 大学設置における校地面積基準の引き下げ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置 空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 74 | 東京都 | 新宿区 | 専門職育成特区 | 東京都新宿区の全域 | 株式会社が専門性を重視した大学の設置主体となることを認め、実社会で即戦力となる人材の育成をすることにより、企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出、を目指している新宿区において、高い専門性をもった人材を地域に輩出する。また、株式会社立の学校が地元企業や大学等と連携し、企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出を促すことにより、地域社会・経済の活性化を図る。 | 816 821(801-1) 828 829 | 学校設置会社による学校設置 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 運動場に係る要件の弾力化による大学設置 空地に係る要件の弾力化による大学設置 | 教育関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 75 | 岐阜県 | 瑞浪市 | 幼児教育特区 | 瑞浪市の全域 | 市立幼稚園3施設及び市立保育所7施設のそれぞれにおいて一部保育室を共有化し、当該地区内の保育所又は幼稚園の分園とし、幼稚園児及び保育所児の合同活動を実施する。また、当該特区計画を実施していくにあたって、幼稚園施設内の保育所分園の保育所児に対して、市立給食センターから配膳を行う。これらにより、住民のニーズに合った平等な保育サービスの提供を図る。 | 807 914 920 823 921 831 | 幼稚園と保育園児の合同活動 公立保育所における給食の外部搬入 幼稚園と保育所の保育室の共用 幼稚園の基準面積算定方法の弾力化 | 幼保連携一体化推進関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 76 | 岐阜県 | 岐阜県 | スイートバレー 情場形成特区 | 岐阜市、各務原市、大垣市、関市及び美濃市の全域 | 県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、1)高度な関連産業や優秀な人材の一層の集積、2)地域情報化の推進、を目指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情場」の形成を図る。 | 103, 403, 501, 502, 503, 504, 507 | 公道におけるロボット歩行等実験の許可の円滑化 土地開発公社造成地の賃貸の容認 外国人研究者受入れ促進 外国人の入国、在留申請の優先処理 外国人情報処理技術者の在留期間延長 | IT関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 77 | 三重県 | いなべ市 | 藤原町幼保一体的運営特区 | いなべ市の区域の一部(旧藤原町) | 特区認定により4・5歳児においては既に合同保育を実施し、適正な集団の中で極めてスムーズに就学前教育及び保育ができ、しかも顕著な効果が見られる。しかし給食については保育所児は保育所施設の給食、幼稚園児は学校給食センターの給食を食しており、メニューも異なるなど共に行動する中で唯一違和感が存在しています。このため4・5歳児の給食においては給食センターの給食を搬入することにより、給食の統一を図る。 | 807 914 916 920 | 幼稚園と保育園児の合同活動 保育事務の教育委員会への委任 公立保育所における給食の外部搬入容認 | 幼保連携一体化推進関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |

| 番号 | 都道府県名 | 申請主体名 (地方公共団体名) | 特区の名称 | 特区の区域 の範囲 | 特区計画の概要 | 規制の特 例措置の 番号 | 規制の特例措置 の概要 | 分野 | 備考 |
|----|-------|--------------------|----------------|--------------|--|--|---|--------|--------------|
| 78 | 兵庫県 | 市島町 | 環境保全型農業等推進特区 | 兵庫県水上市島町の全域 | 現在、認定を受けている「環境保全型農業等推進特区」において、新規就農希望者の実習・研修用農場は、就農後引き続き本人の就農地となるが、今回追加する特定事業による農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できる。また、即就農者や定年帰農者等に対しても、同様に農地の取得が容易となり、こうした多様な担い手による農地の保全や有効活用により、担い手不足の解消や農地の遊休化防止を図り、「有機の里いちじま」の確立を目指す。 | 1001 1006 | 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 農地取得後の農地の下限面積要件緩和 | 農業関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 79 | 鳥取県 | 羽合町 | 保育の充実による若者支援特区 | 鳥取県東伯郡羽合町の全域 | 少子化が進行している現在、本町においては県下でも有数の安い保育料を設定して子育て支援を実施している。しかし、高まる保育ニーズに対して臨時保育士の応募が無く苦慮しており、一方で、保育所運営費に係る一般財源の持ち出しも多額となり、コスト削減が急務となっている。これらの課題に対処するため、臨時保育士の任用期間を延長するとともに、給食の外部搬入方式を導入してコスト削減を図り、若者の子育て支援と定住化による活力あるまちづくりを推進します。 | 409 920 | 地方公務員に係る臨時的任用期間の延長 公立保育所における給食の外部搬入容認 | 生活福祉関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |
| 80 | 福岡県 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | 北九州市の全域 | アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や響灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指し、地域経済の活性化を図る。 | 501.502.50 3 504 701 702 1103(1122) 1201 | 外国人研究者受入れ促進 外国人の入国、在留申請の優先処理 臨時開庁手数料の軽減 税関の執務時間外における通関体制の整備 電力の特定供給事業の許可対象の拡大 埋立地の用途変更手続の柔軟化 | 国際物流関連 | 規制の特例追加を伴う変更 |